

教育訓練給付制度における講座指定の手続きについて

令和2年2月28日

令和元年10月1日付けで行った、教育訓練給付（注）の講座の指定の審査に誤りがありました。

令和元年10月1日に創設された「特定一般教育訓練」については、同年8月2日に初めての指定を行いました。

その審査の中で、「介護支援専門員専門研修」（特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会の「介護支援専門員 専門研修課程Ⅰ・更新研修前期研修」および「介護支援専門員 専門研修課程Ⅱ・更新研修後期研修」、アルファ医療福祉専門学校の「介護支援専門員更新研修課程Ⅰ」および「介護支援専門員更新研修課程Ⅱ」）については、教育訓練給付金支給対象教育訓練指定要領において「特定一般教育訓練」の対象にならないにもかかわらず、一部「特定一般教育訓練」に含まれる形で指定してしまいました。また、120時間以上の「高度情報通信技術資格の取得を目標とする課程」（コンピュータ教育社の「PMP 資格取得講座第6版」）については、教育訓練給付金支給対象教育訓練指定要領において「専門実践教育訓練」の対象となるにもかかわらず、「特定一般教育訓練」として指定してしまったものです。令和2年4月1日付けの指定に向けた審査を行う過程で、令和元年10月1日付けの指定に誤りがあったことが確認されました。

当該講座については、教育訓練実施者と相談の上、「介護支援専門員専門研修」については「特定一般教育訓練」としての指定を維持できる講座はそのための手続き、「高度情報通信技術資格の取得を目標とする課程」については「専門実践教育訓練」としての指定を受けるための手続きを行いました。

関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけすることになりましたことを深くお詫びいたしますとともに、再発防止に努めてまいります。

（注）「教育訓練給付」とは、労働者の自発的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講した際の、訓練経費の一部を雇用保険により給付するもの。

「専門実践教育訓練給付」は、労働者の中長期的なキャリア形成に資する講座について、受講する労働者が支給要件などを満たし、かつ、ハローワークで支給申請を行うことで、受講費用の50%（上限年間40万円）を6ヶ月ごとに支給、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）追加支給するもの。

「特定一般教育訓練給付」は、速やかな再就職と早期のキャリア形成に資する講座について、受講する労働者が支給要件などを満たし、かつ、ハローワークで支給申請を行うことで、受講修了後、受講費用の40%（上限20万円）を支給するもの。

「一般教育訓練給付」は、雇用の安定と就職の促進に資する講座について、受講する労働者が支給要件などを満たし、かつ、ハローワークで支給申請を行うことで、受講修了後、受講費用20%（上限10万円）を支給するもの。

【お問い合わせ先】

人材開発統括官付

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

若年者雇用推進専門官 白井 美由紀

（代表電話）03(5253)1111（内線5318）

（直通電話）03(3502)2929